

原山中学校父母と教職員の会 会計細則

(総則)

第1条 この細則は、原山中学校父母と教職員の会(以下、父母教という)の規約第7の規定に基づき、会計処理に関する必要な事項を定める。

(会計の種目)

第2条 父母教の会計は、次のとおりとする。

- ①運営費会計
- ②学校活動充実特別会計

(会計処理の原則)

第3条 父母教の会計は、学校の活動や生徒の自治的な活動を経済的に支援することを目的にし、公正妥当な会計が行われるよう、総会で決議された予算を超える支出や費目間の流用は、全体委員会の決議を得なければならない。

(会計担当の職務)

第4条 運営費会計の管理及び会計処理は会計担当役員が行い、学校活動充実特別会計の管理及び会計処理は教頭が行う。

2 会計処理の内容は以下のとおり。

- ①現金、通帳、出納帳、支払請求書・領収書等の保管・管理
- ②収入と支出の確認・調整
- ③備品、消耗品等の購入
- ④決算報告書の作成
- ⑤会計監査に関する調整

(運営費会計)

第5条 運営費会計は1名につき2,000円の会費を収入とする。

2 支出項目は以下のとおりとし、周年事業と研修費の積立金口座をもつ。

- ①運営費
 - 事務用品費
 - 慶弔費
 - 保険費
 - 学級委員活動費
 - リサイクル運営費
- ②活動費
 - 会費・負担金
 - 行事協力費
 - 卒業祝い
 - 備品購入費

会費返金
周年事業積立金
研修費積立金
予備費

- 3 周年事業は総事業費を約100万円とし、毎年10万円積み立てる。
- 4 研修費は毎年10万円積み立て、基本的に3年に一度「スケアード・ストレイト等」を開催する。その他、必要に応じて研修を行う場合は、全体委員会で討議する。

（学校活動充実特別会計）

第6条 学校活動充実特別会計の収入は、1名につき1,000円の会費、有価物集団回収の売却代及び奨励金、市の部活動補助金を収入とし、支出は生徒会活動と部活動等学校の諸活動の充実に充てる。

2 有価物全校一斉回収による収入は、基本的に生徒会へ支出するが、生徒会の活動状況を鑑み、金額や時期については学校の判断による。

3 予備費は宿泊を伴う部活動への補助等に充てる。

（宿泊を伴う部活動への補助）

第7条 公式大会において宿泊を伴う必要が生じた場合、市からの補助を差し引いた交通費及び大会登録選手に限り宿泊費の半額（ただし上限は10万円、また個人の上限は一人6,000円）を補助する。

（決算）

第8条 各会計の管理担当者は、半期ごとに予算執行状況の報告を作成し、会計監査による監査を受けなければならない。

（会計監査）

第9条 父母教に会計監査を3名（うち1名は教職員）おき、総会で選出する。

2 会計監査は、次の事項について監査を行い、定期的に行う監査のほか、随時監査を行うことができる。

- ①予算執行の適否
- ②物品購入、契約の適否
- ③会計処理の適否
- ④現金、預金の確認
- ⑤その他必要と認めた事項

3 会計監査は、年度末決算報告の監査結果を文書により総会に報告しなければならない。

（慶弔）

第10条 慶弔の支出は次のとおりとし、その他のものは全体委員会で承認を得なければならない。

- ①会員及び生徒が死亡した場合 金5,000円
- ②教職員の離任に際し ギフトカード等3,000円

（改廃）

第11条 この細則の改廃は全体委員会の半数以上の賛成を要する。

(委任)

第12条 規約並びにこの細則に定めのない事項は全体委員会の決定による。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成27年4月24日から一部改正して実施する。
- 3 この細則は、平成29年5月2日から一部改正して実施する。
- 4 この細則は、平成30年5月2日から一部改正して実施する。
- 5 この細則は、令和2年5月1日から一部改正して実施する。
- 6 この細則は、令和3年4月30日から一部改正して実施する。
- 7 この細則は、令和4年5月2日から一部改正して実施する。
- 8 この細則は、令和5年5月12日から一部改正して実施する。
- 9 この細則は、令和5年12月12日から一部改正して実施する。
- 10 この細則は、令和7年5月10日から一部改正して実施する。